

意見書

2013年 月 日

総務省総合通信基盤局 電波部電波環境課 宛て

郵便番号：

住所（ふりがな）：

住所：

氏名（ふりがな）：

氏名：

電話番号：

電子メールアドレス：

「広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に係る省令等改正」に関し、以下のとおり意見を提出します。

意見

1. PLC の屋内使用では隣り合った家屋の離隔距離を 10m として伝導妨害波の電流値が定められている。この場合、双方の家屋敷地の境界までの距離は中間の 5m であり、敷地の境界に沿って PLC 通信設備のための電力線を張った場合、改正値では漏洩電界強度を十分に低減できない。通信状態における電力線への伝導妨害波の電流値を以下にすべきである。
 - 2～15MHz：準尖頭値 20dB μ A/平均値 10dB μ A を各 20dB 引き下げて、準尖頭値を 0dB μ A、平均値を -10dB μ A とすべき。
 - 15～30MHz：準尖頭値 10dB μ A/平均値 0dB μ A を各 20dB 引き下げて、準尖頭値を -10dB μ A、平均値を -20dB μ A とすべき。
2. PLC の屋外使用では PLC 用の電力線が敷地の外縁に沿って引き回される場合が多くなり、微弱電波を扱うアマチュア無線業務に深刻な妨害を与える恐れが高くなる。屋内使用 PLC 機器にはメーカーの自主規制でアマチュア無線周波数を除外するノッチが挿入されているが、屋外使用 PLC の解禁にあたっては PLC 周波数帯 2～30MHz にアマチュア無線用周波数を除外するノッチの挿入を義務化すべきである。
3. CISPR（国際無線障害特別委員会）で PLC に関する規則が決まった場合、我が国の規制値が CISPR の規則を満たさない可能性があり、この場合、自

主ルールであっても規則遵守できるように総務省指導で回収（リコール）を義務付ける必要がある。そして、屋外使用 PLC についての規則改定は暫定措置の期限付きとするべきである。

以上